

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

### 大和市規則第23号

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和40年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

第13条第1項中「（第1号に掲げる者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号及び第2号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長が別に定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）」を削る。

第14条の見出し中「場合の」の次に「級及び」を加え、同条中「なった者の」の次に「級及び」を加え、「前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認めるときは、前条」を「職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章」に改め、「かかわらず、」の次に「その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮して」を加え、「その者の」を「定める基準に従い、当該職員の職務の級及び」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第14条の2の見出し中「場合の」の次に「級及び」を加え、同条中「場合において、」の次に「級及び」を加え、「第13条」を「この章」に、「部内の他の職員との均衡」を「その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等」に改め、「者の」の次に「級及び」を加える。

第15条第2項を削る。

第16条第1項中「前条第1項」を「前条」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前に新たに職員になった者の号給の調整）

2 施行日前に採用試験又は選考（施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、

施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。